

令和 8 年 度

国見町議会会議録

第 1 回 臨時会
(4 月 会 議)

令和 8 年 4 月 21 日再開
令和 8 年 4 月 21 日散会

国 見 町 議 会

令和 8 年度第 1 回国見町議会臨時会 4 月会議会議録目次

第 1 号（4 月 2 1 日）

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
遅参及び早退議員	2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に出席した事務局職員	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案の上程（報告第 1 号～議案第 2 号）	4
町長提案理由の説明	4
報告第 1 号 専決処分の報告について	4
議案第 1 号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例	5
議案第 2 号 令和 8 年度国見町一般会計補正予算（第 1 号）	10
町長挨拶	15
閉議及び散会の宣告	15

令和 8 年度第 1 回国見町議会臨時会 4 月会議議事日程（第 1 号）

令和 8 年 4 月 2 1 日（火曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 第 5 議案第 1 号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 2 号 令和 8 年度国見町一般会計補正予算（第 1 号）

・出席議員（１０名）

１番 斎藤 樹 君	２番 佐藤多真恵君	３番 （欠番）
４番 （欠番）	５番 佐藤 孝 君	６番 蒲倉 孝 君
８番 穴戸武志君	９番 （欠番）	１０番 小林聖治君
１１番 佐藤定男君	１２番 渡辺勝弘君	１３番 松浦常雄君
１４番 山崎健吉君		

・欠席議員（１名）

７番 八巻喜治郎君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 村上利通君	副町長 鈴木伴承君
教 育 長 石幡良子君	総務課長 村上幸平君
税 務 課 長 小野笑子君	産業振興課長 大勝宏二君
建 設 課 長 中條伸喜君	

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 榊 英 則 君	書 記 中 野 敬 一 君
書 記 野 村 康 宏 君	書 記 村 上 正 幸 君
書 記 石 澤 廣 君	

◇開会の宣告

議長（山崎健吉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和8年度第1回国見町議会臨時会4月会議を開会いたします。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

◇開議の宣告

議長（山崎健吉君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、八巻喜治郎議員より、入院治療のため本日の臨時会を欠席する旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

◇

◇

◇

◇会議録署名議員の指名

議長（山崎健吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番穴戸武志君及び10番小林聖治君を指名いたします。

◇

◇

◇

◇会期の決定

議長（山崎健吉君） 日程第2、会議期間決定の件を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会議期間は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日1日のみと決しました。

なお、本臨時会にあたり、町長及び関係職員に対して、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（山崎健吉君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会関係について事務局から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（榊 英則君） 議会関係についてご報告いたします。

令和8年第3回議会定例会3月会議以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本臨時会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告1件、議案2件が提出され、受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（山崎健吉君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇
◇議案の上程（報告第１号～議案第２号）

議長（山崎健吉君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇
◇町長提案理由の説明

議長（山崎健吉君） 町長より議案理由の説明を求めます。

町長。

町長（村上利通君） 令和８年度第１回国見町議会臨時会４月会議の開催にあたり、議員の皆様にはご出席いただき、ありがとうございます。

本臨時会議には、当面する緊急で重要な案件を提案しました。

それでは、本臨時会議に提出した議案について、その概要を申し上げます。

報告第１号「専決処分の報告について」は、地方税法の一部改正に伴い所要の改正を専決処分したことについて報告するものです。

議案第１号「国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、国見町特別職報酬等審議会の答申を受け、議員報酬の月額を改正するものです。

議案第２号「令和８年度国見町一般会計補正予算（第１号）」は、固定資産税還付金及び還付加算金、旧稚蚕飼育所解体工事、町道舗装改良工事費に係る経費を、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４３９０万８０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ６６億９３９０万８０００円とするものです。

以上、提案理由の趣旨を申し上げましたが、議案の内容は、審議に先立ち関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかにご議決くださるようお願いし、提案理由の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

議長（山崎健吉君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇
◇報告第１号 専決処分の報告について

議長（山崎健吉君） 日程第４、報告第１号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

本案件についての説明を求めます。

税務課長。

税務課長（小野笑子君） 報告第１号、専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（山崎健吉君） 説明が終わりました。

この報告は、地方自治法第１８０条の第１項の規定による専決処分につき報告のみとします。

◇議案第1号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（山崎健吉君） 日程第5、議案第1号「国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（村上幸平君） 議案第1号、国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（山崎健吉君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 総務課長にお尋ねします。

この議案提出前に、特別職の報酬等審議会を開催をしていると思いますが、令和4年1月時点の報酬審議会の提言内容、これについては、今回の審議会、2回やっているはずですけども報告されていますか。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） 佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

ただいまお質しのあった、令和4年1月に行われた年の中の提言におきましては、今般の審議会におきまして説明させていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 参考までに、提言内容をここでお知らせいただけますか。

議長（山崎健吉君） 総務課長。

総務課長（村上幸平君） それでは、審議会の意見について述べさせていただきたいと思えます。

議員の報酬については、近隣町との状況も鑑み、増額の見直しも含めた議会での積極的な議論を踏まえ、本審議会に対し諮問をなされたいという内容の意見でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（山崎健吉君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（山崎健吉君） 質問なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 私は本議案に反対の立場で討論をさせていただきます。

議員は、町長同様に町民の直接選挙で選出をされ、それぞれが対等の立場で議論を積み重ねて、町の発展のための政治を行っています。

町長は町民からの負託を受け、町民サービスに必要な予算や条例を議会に提案し、議会は提案内容を審議議決する役割になります。つまり、町長は執行機関、議会は議決機関という、国とは異なる二元代表制が確立をされています。

言い換えれば、町長の提案内容が幾ら素晴らしいものであっても、議会での議決がなければ、好むと好まざるとにかかわらず基本的には前に進まない、こういう仕組みになっています。それだけ執行機関も議決機関も緊張感を持って対峙しているのが地方政治であると私は理解をしています。町長同様に議員の責任は非常に重いものでもあります。

本議案は議員報酬の引上げをする内容ですが、議員報酬改定は平成7年以来、実に31年ぶりであります。31年前に引き上げた以降、常任委員長手当の廃止、あるいは費用弁償制度の廃止も重なり、31年前と比較すれば、議員報酬は事実上、引き下げられてきた経過でもあります。

一方、常に議論となる議員定数は、昭和29年の町村合併、国見町誕生時には86名の議員がおりました。次の年、昭和30年に初めて国見町議会議員の選挙が執行され、定数が28名になっています。以後、何回かの定数削減が行われ、平成15年4月の改選期には、それまでの18名から12名に削減しての選挙が執行されました。

現在は、その12名が議員定数になっています。この間、町民からは、議会への厳しい声や注文があり、議員の姿や活動が見えないのではないか、自宅に訪問する議員が減ってきている、議員は高齢者ばかりだ、無投票では駄目ではないか、若い方が参画できる議会を目指すべきだなどなど、行政の多様化や町民の要望ニーズが広範囲になっている現状に議会側が追いついていないとする指摘が増える一方です。

私たち議会はこれらの意見に対して、議会がより見えるように、そして議会活動をより充実させ、信頼される議会と議員、若者からも政治や議会への関心が寄せられるよう、それぞれの時代で真剣に改革に取り組んできています。

ここ10年程度だけを見ても、例えば、町民と直接対話の場である議会報告懇談会の開催、議会モニター制度の導入、広報紙議会だよりのリニューアル、町民アンケートの実施、常任委員任期の変更などに取り組みました。また、各議員においても、議会報告チラシの定期発行、町内会や支援者向けの議員報告会の開催など、議会活動や政治活動を訴える努力を不十分かもしれませんが、それぞれの議員に取り組んできています。

よく耳にするのが、議員の成り手不足です。国見町においても、震災以降4回の町会議員の選挙が執行されましたが、平成27年6月改選を除く3度の本選挙で無投票選挙です。そのうち7年前の選挙では、定数割れの事態となりました。無投票の傾向は国見町に限ったことではなく、その要因は様々指摘をされています。その最大の要因に挙げられるのが、議員報酬の低さです。

全国の町村議会議員で組織する全国議会議長会の水準目安は、首長給与の31%程度に設定されています。国見町に置き換えれば町長給与84万6000円ですから、

26万2000円程度がその水準になります。あくまで50年前の目安水準です。

昨年、議会改革の一環で実施した町民アンケートの集計結果では、現行の22万8000円の報酬をどう思うかの設問に対して、実に60%の方が「低い」、つまり、安いと回答しています。特徴的な意見では、議員活動に見合わない、議員報酬だけでは生活できない、若者が議員候補者になれないなど、特に若年層世代にその意見が出ています。現在の議員11名の大部分は年金を受給していることから、議員報酬と合わせて何とか生活が成り立つ現状です。

低過ぎる今の報酬水準が続けば、年金受給前の若年世代の方が会社を辞めたり、退職してまで議員に立候補することなど、どう考えても極めて難しいものと考えます。自営業や年金受給で一定の収入が確保できなければ立候補できないような環境は、何としても打開しなければなりません。

また、多くの方が勘違いされているため、あえてその誤解を解くために言えば、私たち議員のほとんどは、健康保険は国民健康保険です。年金掛金世代は、厚生年金ではなくて国民年金です。よく言われるのが、議員年金があるからいいではないか、こういう声です。その議員年金制度は、平成23年、2011年に既に廃止をされています。

令和6年には、政府の諮問機関である第32次地方制度調査会で次のような答申がされています。その内容は、「主として小規模市町村において、それだけでは生活を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員の成り手不足の要因であるとの議論がある」、このように指摘をしています。

また、先ほど私が質問をした国見町特別職報酬等審議会でも、令和4年1月に町長などの給料を元に戻すための審議の際、議員報酬について、次のような提言をされています。「議員の直面する課題も多く、求められる議会、町民が望む議会像を考えると、実際に兼業での議員活動は難しく、町民の期待に応えることができるのか疑問を感じる。議会を活性化し、議員として職業が魅力あるものにするためにも、それに見合った議員報酬の見直しが必要だ」、こう述べています。

参考までに公務員の給与実態を申し上げますれば、私たちの報酬が最後に引き上げられた平成7年の役場職員の高卒初任給は13万7900円、大卒が16万9000円でありました。

現在の高卒初任給は21万600円、大卒初任給は24万2500円です。一つの参考基準と言われてきた大卒初任給よりも低い水準です。

私は、報酬値上げだけで成り手不足の解消になるほど甘くもなく、簡単なことではないことは十二分に承知をしています。しかし、このことを放置することはあってはならないことです。

民主主義の学校と言われている地方議会、その役割は、分権自治が叫ばれた以降、その重要性は増すばかりです。町執行部の暴走や誤りをチェックする役割に加え、議会側が提案、提言する政策課題も幅広く、政策の専門性も以前にも増して求められる時代でもあります。これらのことを考えると、今回の議案では、議会が数年間かけて

調査をし、その議論の到達点として執行部に要望した金額とでは乖離があります。

私たち議員は、自らの報酬引上げの議案を提案できるものの、予算を編成する権限を持たない以上、町執行部に議案提案と予算編成をお願いするしかありません。当然、報酬等審議会の皆さん、委員の皆さんが真剣な議論を経た上での引上げ答申等、その成案が本条例案であることも承知をしています。審議会委員の議論を否定をし、ないがしろにするつもりは毛頭ありません。

ただ、私たちが考え、訴えてきた今回の報酬引上げの根拠や現状を改めて理解を願うため、あえて反対討論をするものです。

そして、引き続き議会としても、また、町執行部としても、議員報酬の水準については継続して調査、議論していく必要性を最後に申し上げて、反対討論に代えます。

議長（山崎健吉君） ほかにありませんか。

松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） このたびの条例案は、議会側で要望した額とかなり隔たりがありますが、30年間据え置かれてきたことを考えれば、一步前進と受け止め、賛成の立場から意見を申し上げます。

現在の国見町議員の報酬は平成7年に改定されて以来、30年を経過しております。その間、物価は相当上がり、それに応じて民間人の給料も公務員の給料も上がりました。しかし、議員報酬は30年間据え置かれたままです。なぜでしょうか。議員報酬については、人事院勧告のような仕組みがないからです。

それぞれの議会が自分たちの報酬を検討して引き上げることも可能ではありますが、お手盛りとの批判を恐れてできないのが実情です。多くの場合、町長が諮問する特別職の報酬等審議会に諮問し、その答申を受けて条例を改正して決められます。しかし、審議会の答申が議員側の要望どおりにならないのが実情です。このたびの国見町の議員報酬についても同様です。

皆さんのお手元の資料1をご覧ください。1と2をご覧ください。

議会は資料2のように6万5000円の増を要望しましたが、わずか2万6000円の増にとどまっています。

資料3をご覧ください。

全国町村議長の示した方針に関する調査報告書によりますと、町村議員の報酬の平均は首長の報酬の約3分の1とされています。その計算でいきますと、町長の報酬は84万6000円ですので、議員報酬は28万2000円となります。しかし、このたびの条例案は資料1のように、これよりも2万8000円低くなっています。

資料4をご覧ください。

令和5年に改定された川俣町の議員報酬です。川俣町の議員報酬は27万8000円、これは、全国町村会で示しているものよりも4,000円低くなっていますが、国見町の条例案よりも2万4000円多くなっています。川俣町の議員報酬は、現在、県内で最も高くなっていますが、ほぼ、全国町村議長会で示した基準に近いものと言えます。

このたびの町の条例案に示された議員報酬は、なぜ川俣町や全国町村議長会に示した額よりも大幅に低くなったのでしょうか。

今回の議員報酬改定の審議会の答申は、国見町の議員報酬は県内では上位にあり、議会側の要望のとおりにした場合、川俣町の議会を上回り、県内最高位になることから、町民の理解は得られないとし、県内町村議会の平均値を基に、現在は３％程度低いことを考慮し、３％程度の引上げが適当であると結論づけました。

資料の２をご覧ください。

国見町の議会が要望した額です。これは２９万３０００円となっています。つまり、６万５８００円を要望したわけですが、実際は、川俣町よりも６万５０００円は要望していましたが、要望して２９万３０００円としましたが、この額は川俣町よりも１万５０００円増で、全国町村議長会が示したよりも１万３８００円多くなります。これで川俣町を抜いて、県内では最高位となりますが、国見町の議員報酬は最高になることは許されないのでしょうか。

私は、国見町議会の示した報酬案は決して無理な額ではないと思います。その理由を申し上げます。

議員報酬を見直す場合、注意しなければならないのは、現在の低い議員報酬を基にして、それよりも少し上げただけでよしとする考えです。このような考えでは、議員報酬はいつまでもたっても低く抑えられたままで、生活給にも程遠く、若い人々には全く魅力がありません。町村議員の報酬が低いことが議員の成り手不足の一つの大きな要因でもあることから、議員報酬を適切な額に引き上げる必要があります。そのためには、これまでとは違った視点から検討することが必要です。その視点とは何でしょうか。

それは、大学卒の初任給と議員報酬との比較です。現在の国見町の議員報酬は、平成７年に定められました。そのときの全国の大学卒業者の初任給の平均値は次のとおりです。

資料６をご覧ください。

平成７年は、大学卒の初任給は１９万４２００円。町議員報酬よりも３万３８００円低くなっています。

昨年の全国大学卒の平均給与は２５万１０００円で、３０年間で５万６８００円増えています。これは、町議員報酬よりも２万３０００円の増です。３０年間で大学卒業者の初任給は、町村議員の報酬よりも２万３０００円多くなり、逆転しています。

現在の議員報酬に３０年間の大学卒初任給の増加分５万６８００円を加算すると、２８万４８００円となり、町村議長会が示しているよりも僅か２，８００円増えるだけです。

さらに、最新の今年の令和８年４月の大学卒業者の初任給は次のとおりです。

資料７をご覧ください。

全国では、大学卒の初任給は２６万２０００円と報道されています。３１年間で

6万7000円増えているんです。これは町議員報酬よりも3万4000円増えています。議員報酬に、31年間の大学卒業者初任給の増加分6万7800円を加算すると、29万5800円となります。これは、町議会が要望した額29万3000円よりも2,800円増えているだけです。これは、最も新しい方式による最も適正な議員報酬額です。この算定方式は全国共通の方式であり、明確な、そして誰にでも理解できる最も適切な方式であると思います。また、これによって算出された議員報酬は、県内で最も高くなっても町民の理解は得られるものと思います。

最後になりますが、この条例案は、これまで30年間据え置かれたままの議員報酬を十分とは言えないものの改定するものであり、一步前進と受け止め、私の提案した算定方式を基に再度検討することが必要であることを申し添えて、この条例案に賛成します。

議長（山崎健吉君） ほかにありませんか。

佐藤定男君。

11番（佐藤定男君） 私は本議案に賛成の立場から意見を申し上げます。

審議会の答申では、報酬アップの金額や費用弁償は支給しないことなど、議会側の要望とは大きな隔たりがあります。

しかしながら、審議会はそれぞれの項目について県内町村との均衡を図りつつ、過疎町としての国見の実情を踏まえた検討がなされ、総合的に判断されたものであると思慮いたします。

よって、私は審議会の答申を尊重し、本議案に賛成いたします。

以上です。

議長（山崎健吉君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（山崎健吉君） ほかに討論なしと認めます。

これから議案第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（山崎健吉君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第2号 令和8年度国見町一般会計補正予算（第1号）

議長（山崎健吉君） 日程第6、議案第2号「令和8年度国見町一般会計補正予算（第1号）」の件を議題とします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（村上幸平君） 議案第2号、令和8年度国見町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（山崎健吉君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 質問させていただきます。

6 款 1 項 3 目 1 4 節に旧稚蚕飼育所解体 2 9 9 7 万 5 0 0 0 円と計上されておりますが、確認ですけれども、これ、当初予算書の 8 6 ページを見たんですけれども、この 1 4 節が見当たらないですね。ということは、当初予算にはなかったのかなと思うんですが、なぜ補正なのでしょうね。

国見町の個別施設計画の 2 0 2 2 年から 2 0 3 1 年の資料の中には、令和 6 年用途廃止となっていました。ちょっと分からない部分が多いので、再度、ご説明いただけますでしょうか。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

予算書の 8 ページでございます。

6 款の農林水産費 3 目の農業振興費の中の 1 4 節工事請負費ということで、2 9 9 7 万 5 0 0 0 円を計上させていただきました。こちらにつきましては、稚蚕飼育所の全面的な解体ということになっております。

初めに、解体に至った経過、解体に判断することに至った根拠についてご説明をさせていただきます。

4 月 7 日の強風によりまして、2 階の屋根の一部分が損壊しました。近くの民家の方から屋根が壊れているということで通報がありまして、職員がすぐに現場確認を実施しました。同時に、内容について町長へ報告いたしまして、安全対策で、夜になったんですけれどもネットをかぶせて、それ以上飛ばないようにしたという状況でございます。

その後、また 1 2 日に強風になりまして、さらに損壊が広がっているというような状況になりまして、応急処置を行ったということになります。

その後、内容を協議しまして、町長、副町長、総務課長、企画調整課長、関係課長と協議いたしまして、この建物について解体という方向で検討を進めることで決まったところでございます。

1 5 日の補正予算を計上させていただいたというような中身になっております。

この建物の概要でございますが、この建物につきましては、資料が残っている中身になりますが、昭和 4 5 年に建設されたということになっております。

その後、平成 1 7 年に、当時 J A 伊達みらい、今の J A ふくしま未来と売買契約によりまして町が取得したというような経過になっております。

面積でございますが、床延べ面積が 8 1 4 平米、敷地面積が約 2, 5 0 0 平米ということで、約 2 反 5 畝ということになっております。

また、地下がございます。1 5 5 平米の地下が有るような建物になります。

下屋部分についても 1 8 0 平米ということで、非常に大きな建物で、鉄筋コンクリ

ート造りというような形になっております。

説明については以上でございます。

議長（山崎健吉君） 蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 理由は分かりました。

緊急応急処置もして、対処したということで解体に進まれるんでしょうが、すみません。町長にお伺いしたいんですが、これ、個別施設の内容、今回、緊急事態があったから仕方なく補正に上がったんでしょうけれども、今日、伺ったから分かったようなもので、聞かなければ分からなかった、理由も。議会に、できればほかの事案もそうですけれども、やはり、ご説明をいただきたいなというふうに、今回は緊急事態からしようがないにしても、事前にこういうふうにやりたいんだというのは説明いただきたいというのが一つあるんですけれども、今日、案に上がっていて、今日、即決、内容も内容ですから、即決するしかないんでしょうけれども。

すみません。まだしつこいようなんですけれども、同じ個別施設で、なぜ観月台体育館跡地は進まないんですか、町長。同じ部類にはできないんでしょうけれども、なぜ進まないんでしょう。ちょっとそこを聞きたいんですよ。

議長（山崎健吉君） ちょっと内容、別問題で、この件については別途お話したいと思います。

蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） では、別にそのときは伺いたします。

では、すみません。戻りまして、この稚蚕飼育所、解体した後の、更地に多分されるんでしょうけれども、あそこ、県道のカーブになっているところですよ。跡地は何にされるんですか。町の所有ですよ。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） ご質問にお答えいたします。

今回、強風によりまして屋根が飛んだという状況で、非常に危険な状況です。本日も風が強くて、心配なところがございます。

まず第一に考えなくてはいけないのは、あそこは交通量も多いですし、近くにも民家があるということで、まず危険を取り除くということを優先して考えるということで、今回緊急で補正をさせていただいた形になっております。

また、今後の利活用については、あの地域につきましては、市街化調整区域ということで、いわゆる建物については規制がかかっている場所になっております。

どのような活用方法がいいのかということは、今後検討しなければならないとは思っておりますが、今のところ、具体的にこうしたいというものはございません。危険を取り除くということで、除却の予算を計上させていただいたということでご理解をいただければと思います。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） ほかにありませんか。

渡辺勝弘君。

1 2 番（渡辺勝弘君） 産業振興課長に同じ質問になります。

ちょっと確認なんですけれども、先ほどの稚蚕飼育所の建物の屋根が壊れたということで解体をするということなんですけれども、そうした場合、地下もありますということは、地下も埋め立てて、建物も壊すと。更地という形なんですけれども、まずそこを、地下も壊して埋め戻すのか、あくまでも持ち上げ、全部、中の廃材を取り上げて埋めるのか、その辺ちょっと聞きたいと思います。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

今回の工事につきましては、地下155平米、コンクリート造りということで、頑強な地下構造になっているということを確認をしているところでございます。

今回、この地下につきましては構造物、いわゆるコンクリートについては全て壊して、産業廃棄物として処理する予定です。その後埋め戻しをするというような形になっております。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

1 2 番（渡辺勝弘君） 今、課長が言ったように、この建物自体が昭和45年からの建物と。今の地下の部分は、相当頑丈に造られたんだなと思っております。ということは、これからも、今までの状態はちょっと、私も新人議員のときにあの地下に行かせてもらいました。ということは、それ以上にもっている。建物以外の地下の構造物の代謝は相当強いものがあるんだなと。

そうした場合に、あの場所を今、解体という方向で向かっていますけれども、あそこを地下シェルター、今そんなの必要ないよと、そんなものはあり得ないと思うんですけれども、私はそこに地下シェルターを造ってあれば、いろんな物を入れるとしても、壊れることが少ないとなれば、そこに地下シェルターをという考えを持っているんですけれども、町としては、ただ駄目だから壊すのではなくて、使えるんであったら、それを有効に活用できるものを、お金をかけてもそれを持ち続けて、ましてや建物は建てられないということになれば、ただの空き地ということになるんであれば、あそこにそういうものを加えて、やっぱり備蓄品を中に置くとか、いろいろな部分で考えられるのではないかなと考えるんですけれども、その辺についての議論とか等はなかったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） ご質問にお答えいたします。

現在の建物は非常に古くから、2階の部分の屋根がほとんど剥ぎ取られているというような状況です。検討段階で修繕という考えももちろんありました。また一部解体をして、現状を残すような形も検討の中にはありました。

しかし、この建物が旧耐震基準以前の建物ということで、現在も損傷のない部分についても雨漏り等が発生している、また、ゆがみ等もあるという状況でございます。建物は相当古いということなので、除却しかないと考えていたところでございます。

また、地下でございますが、現状を確認したんですけれども、地下、確かに頑丈に造られていますが、カビとかそういうものがあって、利活用にはなかなか難しいと考えています。現状では不可能かなと考えていたところでございます。

よって、今後、利活用を考えるとといった意味も含みおき考えると、やはり今回は地下も除却をして、土地として活用できるような形を取ったほうが賢明であるというような判断で考えていたところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（山崎健吉君） 渡辺勝弘君。

12番（渡辺勝弘君） 今の課長の説明で、確かに考えづらいかなという部分もありますが、やはり都内でも地下に、何か災害が起きた場合に、地下に物置を造っているんです。つまり、主要部分を何かあった場合の分は、建物ではなくて、その地下に置くシステムを考えているのが多かったんです。

もう、ひびが入っているとか、地下水が入って使い物にならない、もう廃棄するしかないというのであれば、そういう判断も致し方ないと思うんですけれども、実際、その現物の状態を見て、本当に絶対必要ないと。この町にとっては、それは改めて地下を掘って、もう一度そんなの造るなんていうのは到底無理です。

ですから、そういうものを、もう少し現場の人間と、そして、その必要としている、機材を入れることがあるのであれば、そういうものを全部調べた上で物事を進めていかないと、やっぱり。みんなで話し合いました、はい、そうですかではなくて、本当に現場の状況とか、これからの状況とか、災害とかという部分を考えれば、そういう議論をしっかりした上で結論を出すべきではないか。もし、これをないがしろにしたままで、ああ、いいですね。ではこうしましょうとやっていったのでは、私はそれはいけないと思う。

災害は、昨日の地震でもあるように、いつ何どき起こるか分かりません。そうしたときに、そういう物が備蓄してある、そういう物を保管してあるんだという状態を、この町では、人口が少なくてもこんなに防災に関して協力的、そして強固に捉えているんだということを、町内ましてや町民にお知らせすることが一つの提案になるのかな。

私はここの部分に限っては、やはり壊すのではなくて、地下シェルターという部分をもう一度考え直す気があるのか、その辺について、もう一度お尋ねしたいと思います。

議長（山崎健吉君） 産業振興課長。

産業振興課長（大勝宏二君） 質問にお答えいたします。

まず、防災の観点から見るとということでございます。

各地区に防災倉庫等もありますので、備蓄品についてはそこで十分賄えるのかなと考えているところでございます。

また、この地下の活用については、様々なハードルがあるのかなと思っております。消防法の関係もございます。物を入れるのであれば、耐震的なものももう一度チェッ

クしなくちゃいけないということもございます。

地下の利活用については、今時点で緊急を要する解体の場において、地下の活用まで議論する時間はちょっとないのかなと思っているのが正直なところでございます。

今回は、建物の除却を行って危険を取り除くと。地下も含めて取り除くというものが優先されるのかなと判断しているところでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上、答弁といたします。

議長（山崎健吉君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（山崎健吉君） ほかに質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山崎健吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（山崎健吉君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（山崎健吉君） 以上で、本臨時会へ付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。

町長。

町長（村上利通君） 令和8年度第1回国見町議会臨時会4月会議の散会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

ご提案した議案は、格別のご理解により、原案のとおりご議決を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。議案審議の過程で賜りましたご意見等につきましては、これからの町政運営に反映させてまいりたいと存じますので、町民の生活福祉向上のため、議員各位の特段のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、初夏を思わせるような陽気が続いている中、議員の皆様方におかれましては、健康に留意されご活躍されますようにご祈念申し上げまして、散会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び散会の宣告

議長（山崎健吉君） これをもって本日の会議を閉じます。

令和8年度第1回国見町議会臨時会4月会議を散会とし、次期会議の開会まで休会とします。

本日はご苦労さまでした。

(午前 1 0 時 5 6 分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年4月21日

国見町議会 議長 山崎 健吉

同 署名議員 穴戸 武志

同 署名議員 小林 聖治